

## 令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務 業務基本仕様書

1 業務名 令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務

### 2 業務の目的

茅野市では、平成30年（2018年）に策定した第2次環境基本計画に、地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）を包含し、当計画に基づき、温室効果ガス排出抑制のための施策を進めてきている。また、令和4年度には、「茅野市ゼロカーボン戦略策定支援委託業務」により、現状の温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにし、2030年と2050年に目指すべき温室効果ガスの削減目標を定めている。

国においては、地球温暖化対策計画の見直しを行い、削減目標を強化するとともに、地球温暖化対策推進法を改正し、施策の実施目標や促進区域の設定などについて、市町村の区域施策編に位置付けるとされたところである。

こうした背景を踏まえ、現状に即した内容に区域施策編の改定を行うにあたり、本業務は、区域施策編に掲げる温室効果ガス削減目標の見直し、部門別の削減目標や再生可能エネルギー導入目標の設定、地域脱炭素化促進に係る施策など、区域施策編改定に係る支援を業務の目的とする。

### 3 業務内容

本業務の実施にあたっては、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・地域脱炭素化促進事業編）」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方にに基づき、適切な方法で行うこととする。

また、本市の上位計画や関連計画、国や県の関連計画、令和3年12月に発表した茅野市、富士見町、原村による「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」との整合性を十分に図るとともに、地域特性、産業構造、地域課題、さらに、「茅野市ゼロカーボン戦略策定支援委託業務」に係る報告書（以下、「調査報告書」という。）の結果を反映させることとする。

なお、調査報告書、区域施策編策定に係る情報、人口推計など、本市が保有する情報については、茅野市（委託者）が貸与する。

計画の作成にあたっては、市民、事業者、行政が連帯意識を持って進められるよう、内容を整理し、イラスト、図表等使い、分かりやすく取り組みやすいデザイン、レイアウトとすること。

### (1) 現状と課題等の整理

・計画策定にあたり、背景や目的、国内外の動向、本市の現行計画に基づくこれまでの取組の成果や課題、計画期間などについて整理する。また、都市形態等の類似した自治体における先行事例について調査・整理する。

### (2) 再生可能エネルギー導入目標・脱炭素ビジョン等の提案

・調査報告書の温室効果ガス排出量の将来推計と将来ビジョンを踏まえ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けた脱炭素ビジョンを検討する。脱炭素ビジョンは、イラスト等を用いて視覚化し、短・中期目標である2030年を含めた2050年までのロードマップとすること。

・調査報告書を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための指標の検討を行う。また、再生可能エネルギー等の適正、適地の概略検討を行うと共に、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた施策に関する構想の提案を行う。併せて、本市の地域特性や土地利用方針等を踏まえた再生可能エネルギーの導入方針についても検討し、特定の種別の再生可能エネルギーに偏ることなく、エネルギーのベストミックスを目指す方針とすること。

・目標設定にあたっては、主体別（市民・事業者・行政）の取組目標とも整合を図ること。

### (3) 施策・事業の提案

・上記(1)(2)の内容を踏まえ、課題を整理するとともに、その課題への対応方法について検討し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を通じた脱炭素化の促進という視点を考慮し、実行計画の各施策、事業を提案すること。

・分野別施策の検討に当たっては、現行計画における既存施策の見直し、拡充に限らず、幅広く検討すること。また、活用できる補助金等の動向についても併せて調査すること。

・行政の脱炭素化を推進する施策の検討に当たっては、「茅野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の削減目標を踏まえ、公共施設のZEB化に向けた方針やロードマップの作成等を検討すること。

・削減目標と(1)で調査した先行事例、国の地域脱炭素ロードマップなども照合しながら、以下の脱炭素施策を提案するとともに、改正地球温暖化対策推進法に基づき、設定すべき施策の実施目標を整理する。また、施策実施による削減効果や、環境・社会・経済等の本市の地域課題解決、エネルギーのベストミックスの観点も踏まえ、重点的に実施すべき施策を設定する。

ア) 再生可能エネルギー利用促進に係る施策

イ) 省エネルギーに関する施策

ウ) 脱炭素型のまちづくり（交通含む）に関する施策

- エ) 森林資源の循環利用に関する施策
  - オ) 廃棄物発生抑制につながる施策
  - カ) 環境・経済・社会等の本市の地域課題を解決するための施策
  - キ) デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた脱炭素施策
  - ク) その他、本市の地域特性を踏まえた具体的でかつ実行可能な施策
- (4) 施策・事業における事業効果の積算

・上記（3）で検討した各施策・事業について、それぞれ事業効果を積算し、実現性・実効性等を考慮した上で、計画に位置付けるべき施策・事業を提案すること。

・上記施策の進捗状況を評価するため、施策ごとの指標や目標値を検討し、計画に位置付けること。また、目標値の設定に当たっては、適切な進捗管理を実施できるよう、定量的な評価が可能なものを設定すること。

(5) 気候変動適応策の提案

・本市における気候変動の影響の現況及び将来予測について調査し、その調査結果を踏まえた適応策を検討する。併せて、適応策の推進方法について提案する。

- ア) 気候変動影響の現況と将来予測の調査
- イ) 予測を踏まえた気候変動のリスク・課題の分析
- ウ) 適応策の立案
- エ) 適応策の推進方法の提案

(6) 施策・事業の具現化に向けた提案

・（1）～（5）で検討した実行計画の内容を踏まえ、いくつかの施策、事業について、具体的に推進していくための制度構築等の提案を行うこと。特に、市有地、市有施設をはじめとした市域内の再エネ導入拡大に向けては、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用も見据え、脱炭素先行地域事業計画の策定支援も併せて行うこと。また、提案に当たっては、国や他自治体、民間等の事例調査を行うこと。

・再エネ導入促進のための条例制定等についても、他自治体等の動向を調査し事例収集、取りまとめを行うこと。

(7) 促進区域等設定の提案について

・本市において再生可能エネルギーの導入を含む脱炭素の取組を重点的に進める促進区域等のエリアの候補を抽出し、当該区域において合意形成を図るべき利害関係者（ステークホルダー）の整理、合意形成手法、取組構想などについて、実現可能性も踏まえ提案すること。

#### 4 会議運営等の支援

・環境審議会及び庁内会議（それぞれ年3回程度予定）について、会議への出席及び会議資料の作成支援を行うこと。

・パブリックコメント（令和6年2月頃実施予定）の意見募集結果に対する対応策の

立案を行うこと。

・受注者と本市の打ち合わせ・協議の内容は、協議記録として受注者が取りまとめ、受注者と本市が確認の上、双方が保管するものとする。

5 履行期間 契約締結の日から令和6年3月29日まで

6 履行場所 茅野市全域

7 実行計画策定のスケジュール（予定）

期日等	実施内容
令和5年8月上旬	・本業務委託の契約締結 (基礎情報の収集・整理・現状分析等)
8月中旬～9月中旬	・基礎情報の収集等(設計・実施・取りまとめ)
9月中旬～11月上旬	・実行計画素案作成
11月中旬	・環境審議会(実行計画素案諮問)
12月中旬	・環境審議会(実行計画素案答申)
1月中旬	・市議会(実行計画案)説明
1月下旬～令和6年2月中旬	・パブリックコメント実施
令和6年3月上旬	・環境審議会(実行計画決定報告)

8 成果品

本業務委託の成果品は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書 10部

(2) 茅野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

計画書 カラー、100頁程度 10部

概要版 カラー、8頁程度 10部

(3) その他、調査上作成した関連資料

(4) 上記データを格納した電子データ(CD-R又はDVD-R) 2枚

・原則、電子データは編集可能なデータ形式(Word、Excel又はPower Point)とし、それ以外のデータ形式については、市と協議すること。

・成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本市が保有するものとする。

・成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

・納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の

使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 9 検査

本業務は、成果品を納品し、市の検査合格後に完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の契約不適合が発見された場合は、市の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は、全て受託者の負担とする。

## 10 事業費限度額

事業費限度額は4,906,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

## 11 その他

(1) 契約後速やかに業務計画書、業務実施体制を提出すること。

(2) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 受託者（再請負を受けた者も含む）は、本業務の実施に関して知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じないこと。

(5) 成果品が他社の所有権や著作権を侵す可能性がある場合は、受託者が解決すること。なお、成果品に関する一切の著作権は、市に帰属するものとする。

(6) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。ただし、本市が所有し業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、業務完了時に返却をすること。

(7) 関係法令等を遵守すること。

(8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、双方協議の上、指示に従うこと。